

《研究ノート》

日本の大学における推薦入学制度の変遷

—1960 年代から 1990 年代までの政策—

王 錚

1. はじめに

試験は、人のもっている能力を測る一つの方法である。その歴史的な起源は、六世紀末に始まった中国の官僚任用試験制度—科挙にあるとされている¹⁾。その時期の科挙は、さまざまな科目について試験をして、その成績によって官吏を任用しようというのであり、学校教育と直接関係はないといえる²⁾。しかし、現代の大学入学試験は、科挙の時代と異なっており、高等学校教育と大学教育の接点に位置づけられるだけではなく、両者間の教育の接続に重要な影響を与えている。

日本の大学入試制度は、主に三つのタイプがある。一般入学試験制度（センター試験）、推薦入学制度と AO 入学制度である。1949 年に新制大学が発足して以来、学力検査の結果が重視されており、その採点方法は客観テスト方式であった。このように、「客観的」が強調されており、選抜方法としての口頭試問は一律に全面禁止された³⁾。それゆえ、推薦入学制度と AO 入学制度は、新制大学の発足初期には認められなかつた。

しかし、ひとたび制度は成立すると、固定的で静的なものになりやすいが、時代の変遷や社会的、教育的要因によって変化することが少なくない⁴⁾。大学入試制度も同様である。日本においては、1949 年に新制大学の発足に伴い、大学入試制度は学力検査を中心としているが、1967 年度の大学入試から推薦入学制度が導入された。その理由として、「学力検査偏重による過度の受験準備教育の弊害などの批判」があり、当時の文部省は「これらの問題点の解決のための方法を検討した結果、高等学校在学中 3 年間の学習成績、性格、行動などの記録を選抜のための資料として重視することが問題点解決の一助となり得るとの判断に基づいて」推薦入学制度を導入したのである⁵⁾。

こうした状況をみれば、教育的要因によって大学入試制度が変化したことが読み取れる。1967 年に導入された推薦入学制度は、受験準備教育の是正を目的とし、大学入学希望者の受験負担を軽くするための措置としてみなされている。しかし、現在では、推薦入学制度の様相が私立大学を中心に、特に変化してきた。ここで、二つの変化を挙げたい。

一つは、多くの私立大学が推薦入学制度を利用している。導入 3 年目の 1969 年に実施した私立大学は 97 校に過ぎなかったのに対して⁶⁾、2017 年（平成 29 年度）に実施した私立大学は 581 校（99.7%）である（表 1）⁷⁾。もう一つは、推薦入学制度の性格の変化である。1967 年に導入された推薦入学制度は、受験準備教育の是正を目的としているのに対して、現在の推薦入学制度は高等学校の教育力を低下させると指摘している研究者がいる。例えば、加藤栄一の指摘によれば、「推薦入試を否定しているわけではないが」、問題は「量的変化はある限度を超えると質の変化に転化する」ということである。「心配されるのは、推薦による入学生が、意欲はあるが学力が低いために、大学での学びについていけないかもしれない」し、また、「推薦入試を受ける生徒の中には、五教科、六教科で勝負することから逃げた者が大勢含まれている。したがって、もともと幅広く全教科に学習に取り組もうとする姿勢が弱い者が多い。教科学習量の不足が高校生の知を狭める」と指摘している⁸⁾。

表1 私立大学の推薦入学状況

入学者数単位：人

実施年度	国立大学		公立大学		私立大学	
	大学数	入学者数	大学数	入学者数	大学数	入学者数
27年度	75 (91.5%)	12,096 (12.1%)	82 (97.6%)	7,361 (24.0%)	578 (99.7%)	191,548 (40.1%)
28年度	79 (96.3%)	12,013 (12.1%)	82 (97.6%)	7,527 (24.4%)	578 (99.7%)	191,823 (40.1%)
29年度	78 (95.1%)	11,953 (12.2%)	84 (97.7%)	7,664 (24.4%)	581 (99.7%)	197,378 (40.5%)

出典：文部科学省「平成29年度国公私立大学入学者選抜実施状況の概要」により筆者作成

注：（ ）は大学数・入学者数それぞれの全体数に対する割合である。

このような変動をみれば、前述したように、大学入試制度も時代の変遷や社会の変化、教育的要因で変化することがわかる。時代によって状況が必ずしも同じではないが、推薦入学制度がどのような変遷を経てきたのか、この問題について解明を行うことが本稿の一つの目的である。

さらに、本稿では、日本の大学における推薦入学制度に焦点をあて、1960年代から1990年代までを中心とし、それが政策上どのような変遷を経てきたのかを明らかにするとともに、その要因について考察することを目的とする。

ところで、近年、大学入試制度に関する研究が進んでいるが、それは主に歴史的な変遷や、センター試験の検討又は比較研究などである。また、近年文科省の答申を踏まえて、大学入試改革の動向と日本の大学入試の現状や改革の展望を検証する研究もある。しかし、大学の推薦入学制度のみを取り上げて考察した先行研究は必ずしも多くない。本論に入る前に、推薦入学制度に関する若干の先行研究についてまとめておきたい。

まず、南部広孝はアジアの中国、台湾、韓国、日本を対象とし、4カ国の大学と大学院の入試制度を総合的に考察している。南部の研究（2016年）によれば、日本において学力筆記試験中心の選抜方法だけではなく、主として出願条件を限定して学力試験を行わずに合格者を決定するやり方もとられている。その中でもっと多くの大学・学部で実施されてきたのは推薦入学選抜（推薦入試）であると指摘している。また、推薦入試の出願日は高等学校教育に対する影響を考慮して毎年11月1日以降とすることとされている。その期間の中でどの時期を出願期間とし、いつ試験を実施するかは各大学・学部で決める能够性があると述べている。全体的にみれば、南部は推薦入学制度の位置づけや実施方法のみを述べており、制度の具体的なあり方についての考察は少なかった。

次に、金愛花（2007年）も比較の視点から日韓中3カ国を取り上げて、大学入試制度の変遷を考察して

いる。その中で、日本の大学入試制度に関しては、国立大学と私立大学に分けて制度の変遷過程と試験科目及び受験機会の変化を述べている。金の研究によれば、国立大学の入試といえば、その主流となるのは共通テストでありながら、1979年の共通一次試験が導入されるまで大学側からも積極的に利用されることが少なく、廃止に至ったと指摘し、学力試験にその重点が置かれており、それによって受験戦争が激しくなり、初等・中等教育にも悪影響を及ぼしているとも指摘している。私立大学の場合、独自の試験で入学者選抜するのが主流であり、1990年のセンター試験導入後はセンター試験を利用する私立大学が次第に増えてきたと述べている。しかし、推薦入学制度の変遷について、金は詳しく論じなかった。推薦入試が導入されたのは1967年であるが、利用する大学が特に増加するようになったのは1980年代後半からで、近年も毎年増加しつつあると述べている。

さらに、加澤恒雄（2007年）は、日本の入試方法の多様化と新しい学生募集戦略を考察している。その中で、加澤は日本の大学入学選抜の方法が多彩であり、多様化していると指摘し、その背景としては少子化の影響や様々な個性をもった学生を集めることによるキャンパスの活性化が重視されるようになったことを指摘している。また、推薦入試方式の多様化も論じている。それは主に推薦入試の種類「公募制」「指定校制」「併願制」を紹介し、推薦入試における推薦のための「成績基準」について、課外活動や社会活動に積極的、主体的に取り組んだ者について述べている。さらに、推薦入試制度導入の大学は増加しており、4年制私立大学の実に99.4%が実施していると指摘し、その増加の背景としては、家庭の経済的側面や一般入試より合格が早期に決まり、精神的な重圧から早く解放されるメリットがあるとしている。しかし、推薦入学制度の問題点については論じていない。

以上のような先行研究をまとめると、主に入試の種類や方法などの説明のみで、制度の具体的なあり方や問題の検討などが十分に論じられているとは言いがたい。そこで、本稿はこうした先行研究を踏まえた上で、推薦入学制度に焦点をあて、1960年代から1990年代までを中心とし、それが政策上どのような変遷を経てきたのかを明らかにするとともに、その要因について考察することしたい。

本稿では、はじめに（1節）の後、まず、推薦入学制度の導入直前における論議についてまとめ（第2節）、続いて、1960年代から1990年代までを中心として、それぞれの時期に分けて、推薦入学制度が政策上どのような規定になっているかを検討し（第3節）、最後に総合的な考察を行う（第4節）。

2. 推薦入学制度の導入直前における議論

戦後初期における大学入試の当面する課題は、大学入学希望者を如何に選抜するかであった。その理由は、当時の大学入学希望者の多くが勤労動員や疎開などにより、授業を受けていなかつたし、学力検査を実施しても適切ではないとされたからであった。そこで、学力を検査するのではなく、大学入学希望者の進学適性を測定することができないかという議論が浮上してきた⁹⁾。

すなわち、戦後初期においては、旧制大学から新制大学への移行期にあたり、当時文部省は、如何なる原則を用いて合理的な選抜制度を構築するかを議論していた。その議論の一つの結果として、1947年に文部省は入学者選抜の留意点（一部）について述べている¹⁰⁾。

「（試験）問題は教育的価値の高いものの組み合わせでなければならない。…(略)単なる記憶の如何に左右されるような瑣末のものであってはならない。」

「客観性を増すために、各問題の形成をなるべく簡単にして、なるべく多数出題しなければならない。」「採点の基準が単純であって、採点者の主觀が入らないような問題であることが必要である。」

文部省が示した大学入学者選抜の留意点は、大学入試に関する明確な原則や具体的な実施方法及び何を根拠にして、どのような基準を用いて大学入学希望者を選抜するかを明示しなかった。戦後初期の大学入試の議論は、試験問題と採点の客観性を強調しているが、当然推薦入学制度は考慮されていないと言つてよい。

しかし、一方で、1949年に新制大学の最初の大学入学希望者を選抜する際に、文部省は総合判定主義をとった。いわゆる選抜するにあたって、進学適性検査、学力検査、身体検査及び調査書の成績を総合して判定することである。この総合判定主義は、過去・現在・未来のパフォーマンスを総合して判定することであり、アメリカ第一次教育使節団の勧告に基づいて導入されていた。戦後初期に大学入試における選抜問題について、当時のCIE（民間情報教育局）所属のエドミストン博士によって、民主的で公平かつ妥当な選抜方法が必要であるとし、その方法として、進学適性検査の成績（受験生の将来の傾向）、最終三ヵ年の成績（受験生の過去の成績）、学力検査の成績（受験生の現在の理解力）を等価値として扱うよう提言されていた¹¹⁾。

このように、総合判定主義の下で、日本は短期間で進学適性検査の導入が決まった。各大学が学力検査と進学適性検査を実施し、大学入学希望者の文科、理科の適性を判定するとともに、その結果は選抜資料として利用されている¹²⁾。進学適性検査は、受験生の「適性」いわゆる大学での学習可能性を学力検査以外の方法である心理学的な検査によって測定するものである。これを合否の判定の資料の一部とするという評価方法は、とりわけ多くの受験生の学力上の不足という背景下で、一つの試みであった。ところが、「適性」と「学力」の両方を評価する場合、日本教育学会入試制度研究委員会（1983年）によって、「この進学適性検査については、一部の大学においてその成績を二段選抜いわゆる足切りの資料に活用したこと」、「大部分の大学ではもっぱら学力検査の結果のみで合否の判定がなされた。」と指摘している¹³⁾。

進学適性検査（学力検査と併用）は、1954年度入試まで続けられた。大部分の大学で、学力検査の結果のみで合否を判定することによって、学力検査の結果のみが重視されていることが読み取れる。それにもかかわらず、学力検査の議論の一つとして科目選択制に関連した問題がある。

戦後の新制高等学校は、教育の機会均等及び青年期の多様な関心にこたえ、個性の伸長をはかるという趣旨にそって、教科、科目に選択性を取り入れた。1948年の高等学校学習指導要領によると、すべての生徒に必須とされた教科とその単位数は、国語（9）、社会（一般社会を含む10）、体育（9）、数学（5）、理科（5）計5教科38単位であった。一般に大学入試では、教科に属する科目について全部を出題すべきであるが、1949年の大学入試については、「受験者はそれらの全問題をみてから、その中の1科目に属する問題を選択して解答する。二科目以上にわたって好きな問題を解答することはできない。」とされた。いわゆる一教科一科目選択制をとったのである、このような科目選択制は、高等学校と大学における科目間の接続上の問題が生まれた。つまり、受験生が理科の一科目を選択する場合、その一科目の成績だけで理科方面的学力が評価されていた。また、一科目だけを受験すると、大学入学後の専門教育に支障があり、学力不足という問題も出てきた。実は現在でも、そういう問題が存在している。学力不足による大学入学後の補習教育やリメディアル教育の実施などが高等学校と大学における教育課程上の接続関係を円滑にするためである。1950年の大学入試も同様に、当時の文部省は改善措置をとっており、学力検査の社会、数学、理科については、二科目を選択させると指示した。ところが、二科目選択制をとっても、教育課程上の接続問題を改善するわけではなかった。受験勉強や受験負担の過重などの問題が新たに出てきたため、大学入試の問題をめ

ぐって議論し続けていた¹⁴⁾。

さらに、進学適性検査の中止後、各大学が独自に入学試験を行って入学希望者を選抜したが、学力検査を主とした下で、それについての問題が繰り返して議論されていた。1950年代初期の科目選択性による高大接続上の問題や過重な受験勉強などの問題をもたらしたのに対して、1955年の高等学校学習指導要領によつて、自由選択制からコース選択制への抜本的な方針転換を明示した¹⁵⁾。これに基づいて、教育課程審議会は、高等学校のコース制に対応するため、大学入試の学力検査の科目を変更するという「要望」を提出し、その中で「社会、理科については全科目を出題して受験者をしてその中から選ばせることや、大学、学部、学科によっては受験科目や試験範囲を指定してもよい。」ということは注目に値する。このような自由選択制からコース選択制への転換は、佐々木の研究によれば、高等学校と大学間の接続関係に注意を払っていたが、科目の指定制によって、それが高等学校の教育課程編成を拘束することになったと指摘されている。

また、中央教育審議会では、1960年に大学入試についての議論が行われたが、各大学の1回限りの学力検査だけで、受験生の学力及び資質が十分測定されていないのではないか、高等学校と大学との連絡協力がほとんど行われていないことなども指摘された¹⁶⁾。1960年時点で、大学入試の課題をめぐって中央教育審議会は、学力検査以外の要素を考慮し始めた。いわゆる推薦入学制度の前奏であると考える。

以上を踏まえて、戦後日本における推薦入学制度の導入直前に、文部省は大学入学希望者選抜に関して、さまざまな議論や試みを行った。その議論の中で、一部の入試方法をアメリカ第一次教育使節団の勧告に基づいたものの、佐々木が指摘しているように、学力検査の結果が重視されたことは否めない。しかし、戦前のようなうまく接続していた旧制高等学校と旧制大学との関係と異なって、戦後の学力検査では、高等学校と大学間の接続上に一連の問題をもたらした。科目の自由選択制にしても、コース選択制にしても、大学入学後の学習に支障があり、学力不足や受験勉強の弊害などが生まれた。このような問題は現在でも残ったままである。ところで、1960年に中央教育審議会は学力検査以外の判定要素を考慮し始めた。その試みの一つとして推薦入学制度がある。それについて次節に検討する。

3. 推薦入学制度の導入と政策上の変遷

推薦入学制度の導入直前における議論を踏まえた上で、本節では、推薦入学制度の導入要因、及び1960年代から1990年代までを中心として、それぞれの時期に分けて、推薦入学制度が政策上にどのような規程になっているかを考察する。

3.1 なぜ推薦入学制度を導入したのか

1960年代に高度経済成長期という背景の下で、高等教育も急速に拡大した。1960年代から1970年代にかけて、大学数は245校から382校まで、大学・短大進学率は10.3%から23.6%まで、学部学生数は601,464人から1,344,358人までそれぞれに増加した¹⁷⁾。この時期において、短大・大学への進学率上昇に伴う大学入学者の選抜に関して、文部省は学力検査以外の方法を模索し始めた。

前述のように、戦後初期の大学入学者の選抜において、「客観的」な選抜が強調されたため、推薦入学制度は初期に認められなかった。しかし、1966年の「大学入学者選抜実施要項」は、「調査書重視の一つの方法として、調査書に記入する成績概評Aに属する生徒のうち、とくに成績優秀な者については、マルAと標示して推薦させ、また希望する学部・学科に対する適性が優れている生徒については備考欄にその旨を記入

して推薦させることを大学は高校に希望できることとしたのである。」と明示した。また、1967年度入試の「実施要項」は、「入学定員の一部について、学力検査を免除して推薦に基づいて選抜し得ることを明示するようになった¹⁸⁾。いわゆる推薦入学制度が1967年に正式に導入されたのである。

これまでの大学入試における学力検査を客觀かつ公平とされていた日本では、なぜ1967年に推薦入学制度が導入されたか。当時の短大・大学への進学率上昇に伴う受験競争の緩和のためであると考える。佐々木の研究によれば、これまで一貫して慎重だった姿勢を転換させた理由を文部省は次のように説明していた¹⁹⁾。

「現在の入学選抜に関しては、一部の大学への志願者の集中によりもたらされる入学難、1回限りの学力検査による選抜の合理性についての疑問、学力検査偏重による過度の受験準備教育の弊害などについて批判のあるところである。これらは、単に選抜の方法の改善だけでは解決できない面を含んでいるが、選抜方法自体について、これらの問題点の解決のための方法を検討した結果、高等学校在学中3年間の学習成績、性格、行動などの記録を選抜のための資料として重視することが、問題解決に一助となり得るとの判断に基づいて採用されたのである。」

こうしたことからみれば、推薦入学制度を導入する一つの要因として、「一発勝負」の選抜制度の合理性への批判、受験者の負担過重、とりわけ受験準備教育の弊害などを是正するために導入したのであると読み取れる。しかし、受験競争は戦前の日本においても存在しており、なぜ1960年代に推薦入学制度を導入したかという問題がある。二つ目の要因として、1960年代の進学熱による大学教育の量的拡大に関連するものである。戦後のベビーブームは、1960年代後半に大学進学年齢に達しており²⁰⁾、1960年から1970年までの10年間で、日本の大学進学率は23.6%を越えてマーチン・トロウが指摘したマス段階に突入した。このような量的拡大により、受験競争の拡大をもたらしたといえる。浪人の増加や試験地獄の問題が深刻化し、社会問題になりつつあった。そのような背景の下で、教育の量的拡大の影響で推薦入学制度が導入されたのである。

3.2 導入初期における慎重な姿勢での推薦入学制度の実施

1967年の「大学入学者選抜実施要項」では、「入学者の選抜は、出身校長から提出される調査書、大学が実施する学力検査及び健康診断の結果を資料とし、合理的に総合して判定する方法による」ことが明示された。そして、これを踏まえた上で、「入学定員の一部について、学力検査を免除して出身校長の推薦に基づいて判定する方法によることもできる。」とされた。文部省は、推薦入試を「学力検査を免除して出身校長からの推薦に基づいて判定する方法。」と定義し、「大学が定めた推薦の要件を高等学校長にできるだけ具体的に提示して推薦を求めるものとする。」と注意事項を添えている。このように、1967年の実施要項では、推薦入試の位置づけが明確化された²¹⁾。

しかし、導入初期に当時の文部省は、推薦入学制度に慎重な姿勢をとったのである²²⁾。まず、前述のように、1966年の「大学入学者選抜実施要項」によれば、「調査書に記入する成績概評Aに属する生徒のうち、とくに成績優秀な者については、マルAと標示して推薦させる。」と明示していた。この点からみて、この時期における推薦入学制度が受験生の高等学校時代の学習成績を重視しており、現在行われている多様化の推薦入試（小論文・学力検査・面接などを併用）とは異なっていることがみてとれる。次に、推薦入試を実施するにあたって、大学には事前に文部省と協議することが要請されていた。この点からみて、当時の文部省は、導入初期の推薦入学制度に対する各大学への規制は厳しかったといえる。さらに、導入初期に推薦入

試を実施する大学は少数であった。佐々木の研究によれば、1967年に実施する国公私立大学は、それぞれ4校、2校、45校となったのに対し、導入3年目の1969年に実施する国公私立大学は、それぞれ8校、2校、97校となった。しかし、導入の比率からすれば、国立大学75校の11%，公立大学34校の6%，私立大学270校の36%であり、多くの国公立大学は推薦入学制に慎重であり、あえていえば公平原則に呪縛されていることを示していたと述べている。

ところが、それだけではなく、推薦入試を実施する大学が少数であったのは、当時の1960年代の能力主義教育政策に関連すると筆者は指摘したい。つまり、1960年代に日本の高度経済成長期の背景下で、文部省は1960年の高等学校学習指導要領において、教育課程を「生徒の能力、適性、進路などに応じて」編成するという方針で具体化していた。また、教育現場において、ペーパーテストの成績によって子供たちを選別する思想と方策の日常化となって現れた²³⁾。このような差別的に分断するという能力主義教育政策の影響で推薦入学制度に慎重な姿勢をとったと考える。

3.3 1970年代から1980年代における推薦入学制度の様相

1970年代に入って、日本における大学入試制度の全体的形態は多様化への転換であった。この時期において、文部省は大学入学者を選抜するにあたって、調査書、学力検査、健康診断を活用することを原則としているのに対し、それ以外の選抜資料の活用を求めていた。1971年の「大学入学者選抜実施要項」では、文部省は、調査書、学力検査、健康診断のほか、「そのほか大学が適当と認める資料」を選抜に活用することを公式に確認し、選抜方法を多様化することが公式の方針とされた²⁴⁾。

このような背景の下で、1970年代の推薦入学制度に関しては、文部省の実施要項の規程が変更された。1971年の実施要項からは、推薦入学の補足として、「(ア) 大学は、能力・資質・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを高等学校長に提示して推薦を求めるものとする。(イ) 大学は、志願者について面接を行い、または小論文を課すことが望ましい」が書き加えられた²⁵⁾。このような政策上の変化は、大学入試の「客観的」から「主観的」への転換であると考え、そして、なぜこのような変更があったかについて、筆者は一点指摘したい。それは大学入試の改善方向として、1971年に出された「四六答申」において、総合判定主義の重要性が確認されたからである²⁶⁾。推薦入試の判定基準は従来の高等学校時代の学習成績だけに限定せず、小論文、面接の併用による総合判定をするようになってきた。

一方で、1980年代半ば、レーガン・サッチャー流の新保守主義の影響を強く受けた自民党中曾根政権から始まる規制緩和・構造改革路線は、経済だけではなく、教育の領域にも大きな影響を及ぼすものであった。臨時教育審議会が打ち出した改革構想—「自由化・個性化・多様化」一の下で、大学入試制度の改革も部分的に進められてきた²⁷⁾。その中で、推薦入学制度に関しては、その実施要項が以前より大きく変化した。1989年の「大学入学者選抜実施要項」では、「偏差値偏重の受験戦争の弊害を是正するために、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うように入試改革に取り組むことを要請する。」と述べている。また、1980年代は共通一次学力試験導入後の展開期であり、これまでの推薦入学の学力免除規定が二次試験の免除に限定されたのに対し、1989年からは、共通一次学力試験も二次試験も免除する大学（推薦入学I）と二次試験のみが免除する大学（推薦入学II）と並列になった²⁸⁾。こうしたことからみれば、文部省は、1980年代の規制緩和政策の影響で、各大学に入学者選抜の裁量権を与えていた。また、導入初期時の文部省との協議がなくなり、各大学は特色にあった個性ある大学入学希望者を選抜できるようになってきており、多様化された推薦入学制度が位置づけられていた。

3. 4 1990 年代における推薦入学制度の変化

1990 年代に入って、日本の大学は改革期を迎えてきた。規制緩和の背景下、1991 年に大学設置基準の大綱化により、文部省の大学に対する規制が大幅に緩和されて、各大学の改革が進められてきた。その中で、一般教育科目と専門教育科目の区分を廃止し、各大学は自由にカリキュラムを編成することができるようになってきた。ところが、この時期における推薦入学制度に関して、カリキュラム改革のように各大学は自由に実施するのではなく、反対に文部省は各大学の推薦入学制度に対する規制の政策が打ち出した²⁹⁾。

その理由は、文部省によって 1990 年代初期における推薦入学制度について、いくつかの問題点が指摘されたからである。1991 年 4 月 19 日に出された中央教育審議会答申（第 29 回）「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」の「第 2 節大学入学者選抜の改革等（3）推薦入学制度の改善」では、まず、学生募集の問題が指摘された。いわゆる推薦入学者の人数を限定せず、多くの入学希望者を推薦入学で入学させたのである。次に、選抜方法の問題が指摘された。いわゆる推薦入学の目的に反して依然として一般入試と同様な入試を実施しているのである。さらに、推薦入学の合格決定の早期化の問題がある。とりわけ私立大学を中心に 9 月又は 10 月に合格決定を行って、その結果として推薦入学制度が学校教育の全体を歪めていると意見が出てきた。

さらに、1993 年 9 月 16 日の大学審議会報告「大学入試の改善に関する審議のまとめ（報告）」では、推薦入学制度に関するいくつかの提案をした。その中で、中央教育審議会答申で指摘された問題に対して、「推薦入学の受付開始時期を 2 学期半ばの 11 月以降とするなど、一定の時期以降に限定する」こと、「入学単位に占める推薦入学者の割合は、大学については 3 割、短期大学については 5 割を超えないことを目安とする」などが提案された。このように、1967 年に導入された推薦入学制度が初めて政策上の規制緩和から規制強化への転換が図られた。そして、1995 年度の「大学入学者実施要項」からは、学力検査免除の規程を保留するが、次のように改正された。

「選抜期日 推薦入学による場合は、原則として入学願書受付を平成 6 年 11 月 1 日以降とするものとし、その判定結果を第 1 の 1 による選抜方法の試験期日の 10 日前に発表するものとする。」

「募集人員 推荐入学の募集人員については、私立大学の付属高等学校からの推薦入学に係るものを受け、学部・学科等募集単位ごとに入学定員に占める割合が、原則として大学については 3 割、短期大学については 5 割を超えないことを目安として、各大学において定めるものとする。」

一方で、これまでに各大学は自由にして、特色に合った個性ある入学者選抜を行うことや、多様化した推薦入学制度が位置付けられているものの、なぜ 1990 年代に入って、文部省は緩和から規制へと転換したかについて、筆者は二点指摘したい。一つは、文部省の大学教育における質保証の問題である。募集人員の規程からみれば、大学教育の量的拡大は、質の問題をもたらすことから、文部省は推薦入学で入学させた学生数を抑制することを通して、質保証の維持を図っていたのであると読み取れる。もう一つは、合格決定早期化問題への対応である。推薦入試は早期に合否判定が行われて、入学希望者の受験負担が軽減されるが、高等学校教育を乱す恐れがある。とりわけ高等学校の授業計画や一般入試を受ける受験生の精神的負担に影響を与えると考えたからである。

4. 総合考察

本節では、1960年代から1990年代にかけて、導入後のそれぞれの時代における推薦入学制度の政策上の変化を踏まえて、全体的な考察を行っておきたい。

まず、推薦入学制度を導入する前に、日本の大学入試制度については、試行錯誤を繰り返してきたといえる。文部省は戦後初期に大学入学者選抜に関する明確な原則や、具体的実施方法及びどのような基準を用いて入学希望者を選抜するかを明示せず、試験問題と採点の「客観性」という曖昧な姿勢で対応したのである。アメリカ第一次教育使節団の勧告に基づいて進学適性検査を導入したものの、学力検査の結果のみが依然として重視され続けて、各大学の消極的姿勢で進学適性検査は廃止に至った。これは、当時の大学入試政策が、各大学の入試方針と合致しなかったからであった。

次に、推薦入学制度を導入後、1960年代から1990年代にかけて、それぞれの時期における政策上の変化である。いわゆる1960年代の「模索」、1970年代の「多様性」、1980年代の「緩和」、1990年代の「規制」という変化があった。

1960年代は、入学者選抜における学力検査以外の判定方法の模索期である。文部省と各大学とも、慎重な姿勢で推薦入学に対応していた。模索期における推薦入学制度について、文部省は各大学に裁量権を十分に与えず、実施する大学も少数であった。それは、当時60年代の能力主義教育政策に関連し、各大学はペーパーテストの成績によって受験生を選別するのが主流であった。

1970年代は、日本の大学入試制度の多様化への転換期である。文部省は、この時期において、学力検査以外の選抜資料の活用を求めていた。とりわけ面接を行い、小論文を課すなどが、これまでの大学入試の「客観性」から「多様性」への転換であるとともに、総合判定であることが強調された。

1980年代は、推薦入学制度の規制緩和による時期である。この時期において、文部省は導入初期の慎重な姿勢に反して、各大学の推薦入学の裁量権を与えた。各大学は事前に文部省との協議することなく、どのような入学希望者を選抜するかは大学が自ら判断し、個性ある入学希望者を自由に選抜できるようになった。

1990年代は、推薦入学制度の特殊な時期である。この時期の推薦入学は、文部省に規制されていた。導入初期の模索と多様化の転換期を経て、推薦入学における学生募集や選抜方法などの問題が出てきた。制度は社会・教育の要因によって変化するが、推薦入学制度もこのような背景下で、緩和から規制されるようになった。

さらに、推薦入学制度の導入は、一言でいえば、受験準備教育の弊害を是正するためである。この制度は、年代によって政策の制定が異なっているが、それは主に選抜方法の変遷であるといえる。しかし、推薦入学を行う際に、入学希望者の学力をいかに確保できるか、また、高大接続から考えれば、大学入学後、学修に支障があるかどうかについて、文部省は工夫すべきであったといえるのではなかろうか。

5. 終わりに

本稿では、日本の大学における推薦入学制度の導入直前の議論を踏まえた上で、1960年代から1990年代にかけて、それぞれの時期における推薦入学制度の政策上の変化を考察した。要約すれば、1967年に推薦入学制度が導入され、60年代模索期における慎重な対応から70年代多様化の転換期を経て、80年代に入つて規制緩和の背景下で、緩和期を経て、90年代に教育上の要因によって規制されたという政策上の変化を

明らかにした。

他方、推薦入学制度は、当時の大学入試改革の一環として導入され、伝統的な学力検査以外の判定方法として一つの試みがなされた。ところが、時代の変遷や、急速な社会の変化に伴って、この制度は、学生募集や選抜方法などについての問題が出てきており、とりわけ現代では、推薦入試による学力低下などの問題が生じている。文部省は、それぞれの時代における異なる政策を打ち出したが、理念と現実にずれがあったと判断せざるをえない。推薦入学制度は教育的にどうあるべきか、今後の研究課題としたい。

注

- 1) 天野郁夫：試験の社会史，p.6, 平凡社, 2007.2.
- 2) 同上書 : p.26.
- 3) 佐々木享：大学入試制度, pp.64-65, 大月書店, 1984.11.
- 4) 土屋基規：現代教育制度論, p.2, ミネルヴァ書房, 2011.6.
- 5) 佐々木享：推薦入学制度の公認,大学進学研究, 68号, p.75, 1990.
- 6) 同上書 : p.75.
- 7) 文部科学省「平成29年度国公私立大学入学者選抜実施状況の概要」
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/12/1398976.htm 2017.12.
- 8) 加藤栄一：推薦・AO入試は高校教育の教育力を低下させる, 谷口典雄・山口和孝：センター試験－その学力に未来はあるか－, pp.111-116, pp.130-131, 群青社, 2011.1.
- 9) 渡辺一雄：大学の制度と機能, p.183, 玉川大学出版部, 2010.11.
- 10) 同上書 : p.181.
- 11) 木村拓也：戦後大学入学者選抜制度の変遷と東北大学のAO入試, 東北大学高等教育開発推進センター紀要, 1号, p.15, 2006.3.
- 12) 前掲 (9) : 大学の制度と機能, p.184.
- 13) 日本教育学会入試制度研究委員会：大学入試制度の教育学的研究, pp.42-44, 東京大学出版会, 1983.2.
- 14) 前掲 (3) : 大学入試制度, pp.67-73.
- 15) 同上書 : pp.85-87.
- 16) 前掲 (9) : p.186.
- 17) 南部広孝：東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較－中国・台湾・韓国・日本－, p.122, 東信堂, 2016.2.
- 18) 前掲 (13) : 大学入試制度の教育学的研究, p.51.
- 19) 前掲 (5) : p.75.
- 20) 草原克豪：日本の大学制度, p.129, 弘文堂, 2008.
- 21) 小野雄大・友添秀則・根本思：わが国における大学のスポーツ推薦入学試験制度の形成過程に関する研究, 体育学研究, 62号, p.603, 2017.
- 22) 前掲 (5) : 推荐入学制度の公認, p.72.
- 23) 前掲 (3) : 大学入試制度, pp.90-92.
- 24) 同上書 : pp.96.
- 25) 木村拓也：格差を拡げる大学入試はどのように始まったのか－日本におけるオープンアドミッション・システムの淵源－, クオリティ・エデュケーション, 1号, pp.99-100, 2008.3.
- 26) 前掲 (9) : 大学の制度と機能, p.188.
- 27) 天野郁夫：日本の高等教育システム－変革と創造－, pp.12-13, 東京大学出版会, 2003.2.
- 28) 前掲 (25) : 格差を拡げる大学入試はどのように始まったのか－日本におけるオープンアドミッション・システムの淵源－, pp.100-101.
- 29) 同上書 : p.102.